

令和7年度 運転記録証明交付手数料助成事業 交付要綱

令和7年3月27日
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という）は、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）並びに青森県内に拠点を置き安全性優良事業所と認定された事業所（以下「優良事業所」という。）が常時雇用する運転者の適正な管理を通じ、交通事故防止に資することを目的に、自動車安全運転センター（以下「安全運転センター」という）が発行する運転記録証明の発行手数料を助成する。

(助成対象者)

第2条 会員事業者並びに優良事業所の常時雇用する運転者とする。

(助成金額及び助成枠)

第3条 助成金の交付予算額は、7,705,000円とする。

1 通当たりの助成額は発行手数料の額とする。

ただし、1事業者当たりの申請可能人数は、令和7年4月1日現在における青ト協が把握する保有車両台数に1.2を乗じ10単位に切り上げた人数を上限とする。

(対象期間)

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月19日までに青森県自動車安全運転センターへ到着したものを対象とする。

(助成金交付)

第5条 青ト協及び安全センターとの間で定める方法で助成を行う。ただし、第4条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第6条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者並びに優良事業所に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者並びに優良事業所については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。